

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第 1

公共工事の名称、 場所、期間及び種 別	契約担当官等の氏名並びにその所 属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	法人番号	一般競争入札・指 名競争入札の別 （総合評価の実 施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数	
該当なし												
以下余白												

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第2

公共工事の名称、 場所、期間及び種 別	契約担当官等の氏名並びにその所 属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	法人番号	随意契約によるこ ととした会計法令 の根拠条文及び理 由 （企画競争又は公 募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数	
該当なし													
以下余白													

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第3

物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所 属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	法人番号	一般競争入札・指 名競争入札の別 （総合評価の実 施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数	
新型コロナ ウイルスPCR検 査役務（予定 数量494）	紋別郡遠軽町向遠軽272番 地 分任契約担当官 陸上自衛隊遠軽駐屯地 第376会計隊長 細谷 修嗣	3.9.13	東京都中央区新 川2丁目27番 地4号リバーシ ティ新川21, 8階 （株）OfR	1010001207055	一般競争入札	12,276	8,800	71.68%				単価契約
薄力粉ほか1式	紋別郡遠軽町向遠軽272番 地 分任契約担当官 陸上自衛隊遠軽駐屯地 第376会計隊長 細谷 修嗣	3.9.10	北見市豊地18 番39 株式会社トワニ 北見店	4430001011981	一般競争入札	4,805,260	4,633,522	96.43%				単価契約
以下余白												

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第 4

物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所 属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	法人番号	随意契約によるこ ととした会計法令 の根拠条文及び理 由 (企画競争又は公 募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数	
該当なし													
以下余白													

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。